

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特例認定特定非営利活動法人の特例認定
根拠条例・規則等名		特定非営利活動促進法 さいたま市特定非営利活動促進法施行条例、施行細則
条 項		法第59条 条例第12条 細則第23条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民協働推進課 (電話：048-813-6404)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】特定非営利活動促進法第58条第2項 第44条第2項(第1号に係る部分を除く。)及び第3項の規定は、 前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について 準用する。この場合において、同条第3項中「5年(同項の認 定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受 けようとする場合にあつては、2年)」とあるのは、「2年」と 読み替えるものとする。 (略) 第59条 所轄庁は、前条第1項の特例認定の申請をした特定非営 利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるとき は、同項の特例認定をするものとする。 (略)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	6ヶ月
	設定等年月日	平成28年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		